

# 令和 8 年 度

## 第 2 回市町村職員採用試験実施案内

[ 香取市、神崎町、多古町、東庄町、香取広域市町村圏事務組合 ]

### 1. 第 1 次試験合同実施の目的

この試験は、香取市、神崎町、多古町、東庄町、香取広域市町村圏事務組合に勤務する職員の採用候補者名簿を作成することを目的として実施するものです。

### 2. 採用予定団体の募集内容

採用予定団体	試験職種	採用予定者数	職務内容
香 取 市	一 般 行 政 職 初 級	3 名	事 務 的 業 務
	技 術 職 ( 土 木 ) 初 級	1 名	水 道 業 務 (水道技術職員) <sup>注1</sup>
	保 育 教 諭	2 名	保 育 業 務
神 崎 町	一 般 行 政 職 初 級	若 干 名	事 務 的 業 務
多 古 町	一 般 行 政 職 初 級	若 干 名	事 務 的 業 務
東 庄 町	一 般 行 政 職 初 級	若 干 名	事 務 的 業 務
	技 術 職 ( 土 木 ) 初 級	若 干 名	土 木 業 務
	保 健 師	1 名	保 健 業 務
	保 育 教 諭	1 名	保 育 業 務
香取広域市町村圏事務組合	消 防 職 初 級	若 干 名 <sup>注2</sup>	消 防 業 務

注 1 水道技術職員は、水道技術の習得と技術継承を目的とした職員で、原則として建設水道部水道課勤務となり、次の業務を行います。

- (1) 水道管路整備・更新に係る調査、設計、積算、施工管理
- (2) 水道管路施設の維持管理業務（漏水修繕等）
- (3) その他、水道事業に関すること

注 2 救急救命士、消防経験者を含みます。  
詳細については、「3. 受験資格」をご覧ください。

### 3. 受験資格（居住地を問わない。）

#### ◇ 一般行政職初級

香取市	平成 17 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学歴を問わない
神崎町	
多古町	
東庄町	

#### ◇ 技術職（土木）初級

香取市 （水道技術職）	平成 8 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学歴を問わない
東庄町	平成 17 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学歴を問わない

#### ◇ 保育教諭

香取市	昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当するもの ①保育士登録をしている者又は令和 9 年 3 月までに登録見込みの者 （千葉県地域限定保育士を含む） ②幼稚園教諭の免許を有する者又は令和 9 年 3 月までに免許取得見込みの者
東庄町	昭和 42 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当するもの ①保育士登録をしている者 ②幼稚園教諭の免許を有する者 ③申込時点で、保育士又は幼稚園教諭としての職務経験を有する者

#### ◇ 保健師

東庄町	昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保健師の資格を有するもの又は令和 9 年 3 月までに資格取得見込みのもの
-----	--

#### ◇ 消防職初級（救急救命士、消防経験者を含む）

香取広域市町村圏事務組合	<b>【行政】</b> 平成 10 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学歴を問わない <b>【救急救命士】</b> 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、救急救命士の資格を有する者又は令和 9 年 3 月末日までに資格取得見込みの者 <b>【消防経験者】</b> 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、消防吏員として 5 年以上の職務経験を有し、消防学校の初任教育を修了している者
--------------	---

※令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が職種により必要となる場合があります。特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用されないことがあります（詳細は、各参加団体にお問い合わせください。）。

◎ ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者（ただし、保育教諭を除く。）
- (2) 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項\*に該当する者  
 \*主な欠格条項
  - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 受験する地方公共団体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

#### 4. 試験日時、会場

##### 《第 1 次 試験》

試験日 令和8年9月20日(日)  
受付開始 午前9時00分(午前9時30分までに試験室に入ってください。)  
試験開始 午前10時00分  
試験会場 香取市立佐原中学校(香取市佐原口2124-1) ※別紙案内図参照  
持参するもの 写真付きの受験票、HBの鉛筆、消しゴム、昼食、  
上履き、下足入れ(ビニール袋等)  
※受験票に記載の受験心得をご確認ください。

##### 《第 2 次 試験》

令和8年10月下旬から令和9年1月下旬の間に各採用予定団体が行います。  
日程等は、各採用予定団体から第1次試験合格者に通知します。

##### 《第 3 次 試験》

各団体によりますので、採用予定団体にお問い合わせください。

#### 5. 試験結果(合否の発表)

第1次試験の発表: 10月中旬～下旬に各採用予定団体から受験者に通知します。  
第2次試験の発表: 各採用予定団体から受験者に通知します。

#### 6. 受付期間

令和8年7月27日(月)から8月10日(月)までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。(土曜、日曜は除く。)  
なお、郵送の場合は、8月10日(月)必着とします。

#### 7. 受験手続

##### (1) 申込書の請求方法

申込書は、6月30日(火)から募集团体で配布します。  
実施案内・申込書・記入例は、受験希望団体のホームページからもダウンロードできます。  
郵送を希望される方は、請求する封筒の表に「職員採用試験申込書 郵送希望」と朱書きし、返信用封筒(角形2号の封筒に140円分の郵便切手を貼り、返信先を明記したものを)を同封のうえ、受験希望団体へ送付してください。

##### (2) 申込書の提出手続

申込書の受付は、『11. 各参加団体』全てが窓口です。  
申込書に必要な事項をすべて記入し、写真を2枚貼り、持参又は郵送してください。郵送の場合は、記載漏れがないように注意し、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、受験票返信用封筒(長形3号の封筒110円分の郵便切手を貼り、返信先を明記したものを)を同封してください。  
なお、申込みは1人1団体の1職種のみに限ります。

#### 8. 採用

採用は、おおむね令和9年4月1日からとなりますが、欠員の状況によっては、直ちに採用となる場合もあります。

## 9. 給与

給与は、採用市町村等の給与条例によります。

## 10. 試験内容【第1次試験】

区 分	科 目	出題数	時 間	問題の程度
一般行政職初級	択一式教養	40 題	90 分	高校卒業程度
	適性検査	250 題	30 分	
技術職（土木）初級	択一式教養	40 題	90 分	高校卒業程度
	択一式専門	30 題	90 分	
	適性検査	150 題	20 分	
保 育 教 諭	択一式教養	40 題	90 分	短大卒業程度
	択一式専門	30 題	90 分	
	適性検査	150 題	20 分	
保 健 師	択一式教養	40 題	90 分	短大卒業程度
	択一式専門	30 題	90 分	
	適性検査	150 題	20 分	
消 防 職 初 級	択一式教養	40 題	90 分	高校卒業程度
	適性検査	240 題	35 分	

## 11. 各参加団体【問い合わせ先】

参加団体	担当課	ホームページ	所在地・電話番号
香取市役所	総務課	<a href="https://www.city.katori.lg.jp/">https://www.city.katori.lg.jp/</a> 	〒287-8501 香取市佐原口 2127 0478-50-1240(直)
神崎町役場	総務課	<a href="https://www.town.kozaki.chiba.jp/">https://www.town.kozaki.chiba.jp/</a> 	〒289-0292 神崎町神崎本宿 163 0478-72-2111(直)
多古町役場	総務課	<a href="https://www.town.takochiba.jp/">https://www.town.takochiba.jp/</a> 	〒289-2292 多古町多古 584 0479-76-2611(直)
東庄町役場	総務課	<a href="https://www.town.tohnosho.chiba.jp/">https://www.town.tohnosho.chiba.jp/</a> 	〒289-0692 東庄町笹川い 4713-131 0478-86-6082(直)
香取広域市町村圏事務組合	消防本部 総務課	<a href="https://katorikouiki.com/syobohonbu/">https://katorikouiki.com/syobohonbu/</a> 	〒287-0001 香取市佐原口 2127 0478-52-1191(直)

◎当日の緊急連絡先についても上記「各参加団体」へお願いします。

※災害等による緊急のお知らせは、参加団体のホームページでお知らせします。